

Check 6

第一種特定事業者は、毎年、エネルギー使用合理化の中長期計画を作成し、主務大臣に提出し、その使用状況を報告しているか

法

(中長期的な計画の作成)

第14条 特定事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等について第5条第1項に規定する判断の基準となるべき事項において定められたエネルギーの使用的合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 主務大臣は、特定事業者による前項の計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。

3 主務大臣は、前項の指針を定めた場合には、これを公表するものとする。

(平10法96・追加、平11法160・一部改正、平14法59・一部改正・旧第10条の2繰下、平17法93・一部改正・旧第10条の3繰下、平20法47・一部改正)

(定期の報告)

第15条 特定事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用的の状況（エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用的合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の経済産業省令（エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項に限る。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

(平5法17・平10法96・平11法160・一部改正、平17法93・一部改正・旧第11条繰下、平20法47・一部改正)

(合理化計画に係る指示及び命令)

第16条 主務大臣は、特定事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用的合理化の状況が第5条第1項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定事業者に対し、その判断の根拠を示して、エネルギーの使用的合理化に関する計画（以下「合理化計画」という。）を作成し、これを提出すべき旨の指示をすることができる。

2 主務大臣は、合理化計画が当該特定事業者が設置している工場等に係るエネルギーの使用的合理化の適確な実施を図る上で適切でないと認めるときは、当該特定事業者に対し、合理化計画を変更すべき旨の指示をするこ

「経済産業省令」=規15

※1→Check 3参照

罰則=法96②・98

「指針」=平22.3.30
厚労・経産・国交・環
告1

環 ISO四五・四六

「経済産業省令」=規17

「経済産業省令」=規18
罰則=法96③・98

一六〇ノ二〇

Check 8

指定表示事業者は、表示基準に従つて分別回収に必要な表示をして
いるか

法

(定義)

第2条

11 この法律において「指定表示製品」とは、それが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部又は一部を再生資源として利用することを目的として分別回収(類似の物品と分別して回収することをいう。以下同じ。)をするための表示をすることが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいう。

(平12法113・一部改正)

(指定表示事業者の表示の標準となるべき事項)

第24条 主務大臣は、指定表示製品に係る再生資源の利用を促進するため、

主務省令で、指定表示製品ごとに、次に掲げる事項につき表示の標準となるべき事項を定めるものとする。

- 一 材質又は成分その他の分別回収に関し表示すべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して指定表示製品の製造、加工又は販売の事業を行う者（その事業の用に供するために指定表示製品の製造を発注する事業者を含む。以下「指定表示事業者」という。）が遵守すべき事項
- 2 第10条第3項の規定は、前項に規定する表示の標準となるべき事項を定めようとする場合に準用する。

(平11法160・一部改正、平12法113・一部改正・旧第16条継下)

※ 鋼製又はアルミニウム製の缶であって、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令（平3.10.25大・農水・通令1）、ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令（平5.6.30大・農水・通令1）、密閉形蓄電池の表示の標準となるべき事項を定める省令（平5.6.30通令33）、特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令（平13.3.28財務・厚労・農水・経産令2）、塩化ビニル製建設資材の表示の標準となるべき事項を定める省令（平13.3.28経産令94）

環 ISO三六

「政令」=令5

「主務省令」=*

「政令」=令17

四二六

(勧告及び命令)

第25条 主務大臣は、前条第1項の主務省令で定める同項第1号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同項の主務省令で定める同項第2号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない指定表示事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者その他の政令で定める者であって、その政令で定める収入金額が政令で定める要件に該当するものを除く。）があるときは、当該指定